

議会基本条例検討協議会（第18回）

平成25年 2月 8日（金）

場 所：委員会室

1 成文化した条文の検討（資料1～3）

2 今後のスケジュールについて（資料4）

3 その他

【河崎会長】 本日は、成文化した条文の検討を引き続き行う。また、今後のスケジュールについて、後ほど協議を行いたい。

1. 成文化した条文の検討

【河崎会長】 ここまでの協議結果（資料1）を確認しておく。

「前文」「目的」は合意しているが、「前文」では「市民の信託」、「目的」では「市民の負託」となっており、統一したほうがよいと思っている。

「議会の役割」「議会の活動原則」「議員の責務、活動原則」は合意しているが、「議会の活動原則」第4号の「不断に追及」と「議員の活動原則」第5号の「不断の研鑽」は、言葉が重なっている感じがする。「議員の政治倫理」も合意しているが、「使命を有し及び高い」とあるのは「使命を有しており、高い」という形で見直したほうがよいとの感想を持っている。

「会派」は、合意している。

「市民参加」は、第1項、旧第2項、「会議及び情報の公開」から移動した第4項が再協議となっている。

「会議及び情報の公開」は、第1項が再協議となっている。

「議会の会期」は、削除することでよかったか。

【事務局次長】 赤嶺委員から、議員登庁日について再協議との提案があった。

【河崎会長】 「議会の会期」は削除されたが、議員登庁日についてどこかに入れられないかということであったか。

【事務局次長】 そういう意見であった。

【河崎会長】 「委員会等」は削除で合意した。

「議会と市長等との関係」では資料を添付しているので、事務局に説明を求める。

【事務局次長】 「緊張ある関係を保つ」という用語について、条文として適切であるか事務局で調べるようにとのことであったので、他自治体の事例を資料に記載している。また、本市の総務課法制担当から「緊張ある関係がどのようなものかわかりにくい、理念的規定なので差し支えないと考える。それによって対象者や手続きなどを厳密に規定する部分ではないためである。」という見解をもらっている。

【河崎会長】 「緊張ある関係を保つものとする」で問題ないとの結論である。この条文も合意できている。

「市長による政策の形成過程の説明」は見出しを検討することとなっている。条文は合意しているが、第2項をもう少しすっきりさせてはどうかと、事務局に条文の作成を委ねたところ、「予算又は決算を議会に提出するに当たっては」との条文案が出ている。この条文で決定したいがどうか。

【大波委員】 第1項の修正には納得していない。

【河崎会長】 第1号から第8号までを列記することが必要との意見か。

【大波委員】 そのとおりである。

【河崎会長】 そこが規定されていない修正には合意できないということか。

【大波委員】 そのとおりである。

【河崎会長】 他会派は合意している。反対ということであれば条文そのものがなくなる可能性もある。

【大波委員】 それでもよい。

【河崎会長】 「市長による政策の形成過程の説明」が全部なくなってもよいのか。

【大波委員】 それでもよい。

【河崎会長】 8項目全て書いてないとだめなのか。

【大波委員】 そうである。

【河崎会長】 本日は議論しない。第2項は、第1項について合意している会派はこの修正でよいと理解する。

「行政評価」は再協議となっている。

「議会への説明等」は、「市長による政策の形成過程の説明」に吸収することで削除している。

本日は、「議決事件の追加」から協議したい。この条文は、神奈川ネットワーク運動から修正案を出している。藤沢市の議会基本条例と同様の条文である。

第1項は、本市は自治基本条例で総合計画の基本構想を規定しており、行政側からの発意で位置づけられることも推測されるので、ここまで詳しく書く必要はないかというところと、第2項のようにあまり詳しく書き過ぎることによる弊害もあるので、修正案を出している。1行目の「議決機関」は「議事機関」と改めたい。見出しは「議決事件の追加」としたいと考えているが、いかがか。

【窪委員】 条文すべてを神奈川ネットワーク運動修正案に改めるということか。

【河崎会長】 そうということである。具体的には原文の第2号に記載されているような事項の追加を想定している。

【大波委員】 原文の第1号、第2号は削除ではないのか。

【河崎会長】 この条文すべてを、下に記載している修正案に改めるということである。

【山田委員】 公明党は、原文第1号の「総合計画」との文言は、基本計画、実施計画まで入ってしまうので、第1号は「総合計画の基本構想の策定又は変更」とし、第2号は、「特に重要なものの策定又は変更」として、「特に重要なもの」が曖昧なので、「議決事件の対象とする場合には、市長と協議の上、決定するものとする」という条項を入れたい。

【河崎会長】 第1号が総合計画の基本構想だけだと基本計画が入らないが、第2号は基本計画を議決事件にしてほしいということである。

【山田委員】 第2号で基本計画すべてとすると莫大なものになるが、中でも特に重要なものについては議決していくということである。

【河崎会長】 総合計画の基本計画は、基になる重要な計画なので、第1号で基本構想と言い切ると第2号と矛盾すると思う。

【山田委員】 基本計画すべてとなると大変な量になり、市議会の議会活動そのものに影響するくらい大きいことになる。追加すると簡単に決めることはできない。

【河崎会長】 第2号の公明党案を朗読してもらいたい。

【山田委員】 「市政の各分野における政策及び施策の基本的な方向性を定める長期にわたる計画又は指針（行政内部の管理に係る計画又は指針を除く。）のうち特に重要なものの策定又は変更」である。

【河崎会長】 さらに条項を加えるとのことだったか。

【山田委員】 さらに第3号として、「前号において、議決事件の対象とする場合には、市長と協議の上、決定するものとする」を加える。

【大波委員】 無所属は神奈川ネットワーク運動修正案でよい。シンプルで基本を踏まえている。

【中村副会長】 新政クラブも神奈川ネットワーク運動修正案で賛成する。

【古谷田委員】 大和クラブも神奈川ネットワーク運動修正案で賛成する。

【山本委員】 神奈川ネットワーク運動修正案は、このように規定して他の条例をつくり、議決事件の追加を定めるのか。

【河崎会長】 「追加を検討する」というのは、条例をつくるのかということか。

【山本委員】 議決事件は以下のものとするという条例か規則をつくるのか。

【河崎会長】 地方自治法で、条例で規定することとなっているので、条例で規定しなければならない。市側の条例なのか、議会の条例になるのかはわからない。

【山本委員】 神奈川ネットワーク運動修正案でよい。

【窪委員】 事務局に確認するが、市長側が了承しないと基本的に議決事件にはならないのか。

【議事担当係長】 地方自治法第96条第2項で「条例で、議会の議決すべきものを定めることができる」と規定されているが、実際は相手方のあることなので、慎重に扱い、議会に上程するとの了承を得た中で進めていくという流れになると思う。

【窪委員】 議会の総意として、積極的に追加することを議会基本条例で規定すれば、理事者側もそれを尊重することになると思う。神奈川ネットワーク運動修正案でよいが、「議決事件の追加」でよいのか。「事案」なのか「案件」なのか、どういう表現が適切か。

【議事担当係長】 自治法第96条の見出しは「議決事件」となっている。

【赤嶺委員】 基本的に神奈川ネットワーク運動修正案で賛成だが、何かを議決事件としようとしたとき、どこに追加するのか。議会基本条例を改正するのか、別の条例を策定するのか。

【議事担当係長】 別に議決事件を定める条例をつくることが一つ考えられる。また、総合計画の場合は自治基本条例に策定の定めがあるので、その部分に議決を要すると規定することも考えられる。一般質問での市側の答弁は、計画の策定期間までかなり期間があるので、いろんな可能性を検討していくという答弁であった。

【河崎会長】 山田委員は合意できないか。

【山田委員】 ここで総合計画の基本構想を議決すると規定しなければ、策定されても議決事項とならない。神奈川ネットワーク運動修正案であれば、しっかりと必要性に応じて議会がその都度判断するという姿勢で、「積極的に」を「必要に応じて」と変えてもらいたい。

【窪委員】 「必要に応じて」は議決事件を狭めるように感じる。

【山田委員】 議会で必要性をしっかりと討議してやっていくというイメージである。

【窪委員】 積極的のほうがよいのではないか。

【河崎会長】 語尾が「検討する」なので、「必要に応じて検討する」だと、かなりあってもなくてもよいようなニュアンスの条文になる。二代表制の中では「積極的に」

は欠かせないのではないか。

【中村副会長】 自治法第96条第2項が改正され、独自に条例で議決事件を追加できるようになったというのは、簡単に考えると議会の権限が強くなったということである。法改正の一つの趣旨は、議会がもっと積極的に関わっていくということではないか。本市議会としても法の趣旨を受け入れて積極的に追加をしていく。ただ、現時点で議会基本条例に組み込んでいくには議論が尽くされていないので、方向性としては積極的に追加していくということで、山田委員が述べられたことを含めても、「積極的に」でよいのではないか。

【議事担当主任】 補足であるが、自治法第96条第2項は制定時からある条文であり、近年の法改正で法定受託事務に係る事件についても一部追加できることとなっている。

【河崎会長】 以前から条例で規定すれば議決権の拡大はできたということか。

【議事担当係長】 以前は機関委任事務が除かれていたりして、かなり制限が多かったが、改正により制限が少なくなってきた。

【窪委員】 まずスタートしてみることでどうか。

【山田委員】 妥協はできない。しっかり必要に応じて検討していく。総合計画の基本構想は議決事件ではなくなっているので追加する。やらなければいけないと判断したものは議決事件に追加していくことができる。

【赤嶺委員】 別に条例を定めて新たに議決事件を追加していく方向でよろしいか。

【河崎会長】 別の条例で追加していくことになる。公明党に神奈川ネットワーク運動修正案を持ち帰ってもらい、再度議論をお願いしたい。

次に「一般質問の方式」は、市側との意見交換後再協議することになっているので、本日は協議しない。

次に「議長の活動原則」について、事務局から何かあるか。

【事務局次長】 第2項は、代表者会で決まっている現行ルールを逸脱するような内容になるので、代表者会に諮らなくてよいのか。所信表明を求めることを規定すると、実質的に立候補制をとることになるので問題があるのではないか。また、主語が議会であり、市民から実際に聞きたいと言われたときに、現行では公開していないという問題もある。第2項及び第3項は削除を提案したい。また、明るいまらい・やまとの修正案の定例的に議長が記者会見を行うというのは、どういった内容で行うのかイメージが湧かない。

【河崎会長】 明るいまらい・やまとから説明はあるか。

【赤嶺委員】 議会の発進する情報の一つのツールになり得るのではないか。議長は議会の代表であり、議会を代表して議会の考え方や意見を対外的にアピールするよい機会になる。元旦のタウン誌には議長のコメントが載っており、今までもやっていることである。市長は定例的に記者会見を行っているが、議長はそういった機会がないので、これから積極的にこういったことをやっていく必要があると思ひ提案した。

【河崎会長】 定例というのは、定例会ごとというイメージか。

【赤嶺委員】 どういった期間にするかは、議論で決めていければよい。

【河崎会長】 議会基本条例に入れる必要があるか。

【赤嶺委員】 入れることにより、今後選出される議長にもお願いすることができる。

【河崎会長】 まず、議長の定例記者会見の提案について議論したい。

【大波委員】 行う場合、事前に代表者会を開催し、内容をまとめることが必要で大変な作業になるが、それを覚悟の上か。

【赤嶺委員】 そういうことを今までやっていない。

【窪委員】 議会としての統一見解は、なかなかまとまらない。例えば不祥事があった時などにやることもあるかもしれないが、現実的に議長がメディアに対して記者会見する事案はどういうものがあるのか、イメージが湧かない。

【山本委員】 商業振興条例の成立については、事務局からプレスリリースしていると思う。それを議長が記者会見という場で行う。このような意見書を採択したと伝える。こういうことを議会として情報発信することはできると思う。

【事務局次長】 タウン誌の新年号は、記者会見ではなく、取材に応じて記事になっている。不祥事など何かあったときに行うケースは考えられるが、定例的に記者会見を開くような内容が果たしてあるのかイメージが湧かない。

【赤嶺委員】 定例会後に記者会見を行うと仮定した場合、定例会において議論されているテーマはある。どう発信していくかである。

【河崎会長】 市長も定例記者会見を行っているが、条例に規定されているわけではない。議会基本条例としては「情報の積極的な提供に努める」との文言も入れているので、その中の一つの方法として理解してもらえればと思うが、どうか。

【赤嶺委員】 他の委員の意見はどうか。

【窪委員】 必要に応じて、市長も行っている。議会は積極的に市民に情報提供しようとしており、あえて基本条例に条文として入れなくてもよい。

【大波委員】 発信をすることは重要である。定例ではなく、議会で一致したものは情報を記者クラブに提供するという行為を行っていけば、情報発信はできるのではないかと。

【河崎会長】 議会が行った決議も必要に応じてプレスリリースされている。もっと推進すべきとの提案なので、代表者会でぜひ提案するとよいと思う。

【窪委員】 今回の芸文ホールの際は、各会派から出された要望が他会派には見えない。それを、議長が各会派から意見が出て、行政にこのような形で要望したと記者会見することはイメージできるし、必要と考える。

【山本委員】 「情報の積極的な提供に努める」という条文の逐条解説に、考え方として議長の記者会見も記載されると考えてよいか。

【河崎会長】 例えば自治基本条例の逐条解説に、市長の記者会見とは書いていない。条例の逐条解説でそこまで書くのは難しいかもしれない。

【山本委員】 逐条解説で具体例を書くのはそぐわないのか。

【河崎会長】 あまり見かけない。事務局の見解はどうか。

【事務局次長】 逐条解説に書けば市民の目にも触れるので、書いていないと問題にされる。

【山本委員】 具体的なものを書くとは市民にはわかりやすい。検討してふさわしくないという形になることは十分あり得る。

【河崎会長】 現在議長は定例記者会見を行っていない。代表者会で合意が得られて議長がやるようになれば、逐条解説にも記載できる可能性が出てくるので、ぜひ代表者会で提案してもらいたい。

【中村副会長】 現在、商業振興条例の逐条解説を書いているが、その中で「等」と規

定しているものは何が含まれるのかをいくつか例示しているが、あくまでも条文の逐条解説なので、逐条解説の中で新しい条文をつくるようなことはしていない。逐条解説を書くときに市の法制担当の考えも聞きながら検討すればよいのではないか。

新政クラブは、必要に応じて随時行うことについて反対するものではないが、定例的に行うことを条文に書く必要はないという意見である。

【河崎会長】 条項の追加は難しいということをお願いしたい。

議長の活動原則の第2項、第3項削除の提案が事務局からあった。ようやく全員協議会で所信の表明が行われるようになったという経過を踏まえて、削除すると従前に戻る恐れがあることと、立候補制と捉えられる恐れがあるとのことだが、以前検討した際は、「議会は求めるものとする」という条文で、応じなくてもよいニュアンスも含まれており、この表現がぎりぎりとの意見であったと思う。この段階で削除の提案は腑に落ちない。残したいと考えているがどうか。

【大波委員】 どう解釈されようと残すべきである。

【赤嶺委員】 残すべきである。立候補制との話があったが、現に立候補制との言葉を使わないで、取り入れている議会はたくさんある。「選出」や「選考」という言葉を利用して規程をつくっていくことは、何ら問題はないと考える。

【河崎会長】 残すことでよいか。

【二見委員】 新政クラブは、賛成ではない。

【河崎会長】 削除との意見か。

【中村副会長】 少し時間をもらいたい。

【河崎会長】 暫時休憩としたい。

午後2時01分休憩

午後2時05分再開

【河崎会長】 事務局から補足の説明がある。

【事務局次長】 「議会は求める」という条文では正式なものと捉えられかねない。条例に規定すれば、市民から公開して聞かせてほしいという意見も想定され、候補者を限定して選挙していると捉えられかねない。

【赤嶺委員】 昨年5月の臨時会で、全協での所信表明を含めて現在の状況と決定までの経緯を発信している議員もいた。そういう発信もされており、むしろプロセスが見えないほうがおかしいのではないか。

【議事担当係長】 議員が個々の判断で、ブログ等で発信していたということか。

【赤嶺委員】 そうである。

【議事担当係長】 そのことと、機関としての議会が行うこととは違いがあると思う。

【赤嶺委員】 そういったことが禁止されていないので、プロセスを市民にお知らせすることは大事ではないか。

【中村副会長】 公開するかしないかの議論ではない。地方自治法では立候補制をとっていないので、議員全員に被選挙権があり誰の名前を書いてもよい。しかし、現状では議長、副議長に意欲のある方に非公開の場である全員協議会で意見を述べてもらうことはできている。条文に書き込むことにより、立候補した人がいるならその所信表明を聞

きたいと連絡があったとき、このような理由で非公開であると説明するのは、かえって誤解を招いてしまう。新政クラブは、現状行っていることなので条文化はしなくてよいのではとの意見である。

【河崎会長】 地方自治法は必ずしもベストの法律ではなく、公職選挙法を含め問題のある部分もある。現実的に本市議会では正副議長ともやりたい人が手を挙げている。法律上は全議員に被選挙権があるが、実質は立候補している。本市議会では選挙前に所信を聞けるようになっているので、むしろ地方の実態から法改正に結びつけていくことが筋であると思う。ぜひ条文で位置づけたい。

【赤嶺委員】 議長選に当たっての所信表明の公開と誤解を招きかねない発言をしたが、プロセスを明確化すべきと述べているつもりである。そのためには第2項は残すべきと考える。

【窪委員】 所信表明することに異議はないが、基本条例に規定すると今後本会議で行うことにつながっていく可能性がある。そのことについて明確な答えは持っていないが、代表者会において、全員協議会で所信表明をすることは合意されているので、それは守ってやってもらう。本会議でできることになった時には条文で規定してもよいと思うが、現時点で規定すると、本会議で行ってもおかしくないという意見も出てくる。

【河崎会長】 暫時休憩して議場で行っている議会もある。代表者会で合意されれば今後そういう可能性も出てくる。

【窪委員】 休憩中でなく正式な会議の場だという方向に進むことが懸念される。

【山本委員】 この条文では本会議で行うことはうたっていない。本会議でとの意見が出ても法律上できないのであれば、それ以上話は進まない。

【井上委員】 「議会は」となっているので誤解を招くのではないか。「議会は」と書くとは本会議場に直結して、市民が見たいと言っても実は見せられないということになってしまうのではないか。

【中村副会長】 「議会は求めるものとする」だと、誰にとすると議長に立候補した人にとになってしまうのではないか。

【山本委員】 議員全員にとという捉え方もできる。地方自治法の規定に反するものではない。

【窪委員】 所信表明は積極的にやってもらいたいという立場であるが、基本条例に規定すると正式の会議でと捉えられることを懸念する。

【井上委員】 同意見である。

【河崎会長】 議会には委員会もあり、ストレートに本会議には結びつかないのではないか。

【大波委員】 市民から本会議場でやるのかと聞かれても、そうではない、全員協議会でやると釈明すればよい。何ら問題はない。

【中村副会長】 新政クラブは所信表明を行うことに反対しているのではない。事務局からも現行法上懸念があるとの説明があり、本市の条例として問題がないのか市の法制担当の意見を聞いてもらい、この表現で問題ないとのことであればよいと考える。

【河崎会長】 専門家の意見を聞いてみることでどうか。

全 員 了 承

【河崎会長】 次に「政策形成等」について、事務局から何かあるか。

【事務局次長】 第1項の「政策研究会」は、地方自治法上、本来会議規則で定めるものであり、ここで定めることにより正式なものとなるのか取り扱いが疑問である。会の名前も「政策研究会」で固定になる。第3項の専門家の知見の活用は、地方自治法に同様の記載があるため、あえて条例に盛り込む必要があるかどうか疑問に思う。

【議事担当係長】 自治法第100条の2に「普通地方公共団体の議会は、議案の審査又は当該普通地方公共団体の事務に関する調査のために必要な専門的事項に係る調査を学識経験を有する者等にさせることができる」という規定がある。

【河崎会長】 地方自治法では正式な場にするには会議規則で定めるとなっており、条文に「政策研究会」と正式名称として入れてしまうのはいかがかということである。もっともな部分もあるので、第1項は「議会は、政策立案や調査研究に資するための組織をつくることができる」とし、第3項は削除してもよいと思うがどうか。

【大波委員】 異議はない。

【中村副会長】 新政クラブも賛成である。

【赤嶺委員】 賛成である。

【河崎会長】 異議はないようなので、第1項の変更と第3項削除での合意でよいか。

全 員 了 承

次に「政務活動費」について、事務局から何かあるか。

【事務局次長】 第1項の「調査研究活動等」の「等」は何を意味するのか。第3項の「収支の状況及び領収書等の書類を公開する」は具体的過ぎるのではないか。第4項に「使途及び公開」とあるが、3月定例会で政務活動費の条例改正の上程を予定しており、その中では「透明性の確保」という文言になっている。よって、政務活動費を使う場合の考え方について規定するという事務局案として、第1項「会派及び会派に所属しない議員は、政務活動費を有効に活用し、積極的に調査研究及び政策提言を行うものとする」、第2項「会派及び会派に所属しない議員は、政務活動費を充てることのできる経費の範囲に従い適正に執行し、常に市民に対して使途の説明責任を負うものとする」と資料に記載してあるように、修正をお願いしたい。

【河崎会長】 事務局案は原文をすべて削除し、記載してある2項立ての条文である。意見等はあるか。

【窪委員】 異議はない。

【大波委員】 異議はない。

【中村副会長】 新政クラブも賛成する。

【河崎会長】 事務局案に修正することでよいか。

全 員 了 承

【河崎会長】 次に「議会事務局」について、事務局から何かあるか。

【事務局次長】 強いて言えば、事務局設置条例は別にあるのに、改めて規定する必要があるのかという点だけである。

【河崎会長】 このままの条文でよろしいか。

全 員 了 承

【河崎会長】 次に「予算の確保」について、事務局から何かあるか。

【事務局次長】 主語が議会になっているが、予算編成する権限は長にあることから、条例に規定しても自ら守れないものをこのように定めてよいのかという疑問がある。また、議会の予算だけ特別扱いするように市民から受け取られるのではないかと懸念される。

【中村副会長】 新政クラブ提案の条文だが、修正案を提示したい。那覇市議会の条文だが「議会は、二元代表制の趣旨を踏まえ、議事機関としての機能を確保するとともに、より円滑な議会運営を実現し、かつ政務調査機能の充実を図るため、市長に対し、必要な予算の確保を求めるものとする」である。あくまでも予算編成は市長の権限なので、あたかも議会が確保できるかのような誤解を招きかねない条文ではなく、あくまでも市長に対し予算措置を求める形になる。また、予算措置が必要な理由を具体的に例示しており、お手盛りで議会費だけ確保しようとしているのではないところを明確にできる。

【赤嶺委員】 今述べられた条文そのままということか。

【中村副会長】 基本的にはそのように考えている。修正等があればお願いしたい。

【赤嶺委員】 予算の編成権は市長だが、その予算を認めるかどうかは議会の判断である。原文でも修正案でも十分理解できるが、原文の語尾を「求めるものとする」と変えればよいのではないか。

【窪委員】 事務局としては問題ないか。

【山本委員】 もし誰に対しというのが必要であれば、「議会は」の後に「市長に対し」と入れれば明確になるのではないか。

【議事担当係長】 そのような置き換えもあると思うが、議会費のみを確保していくと捉えられないかという点は払拭できない懸念はある。

【事務局次長】 「確保する」よりはよいと思うが、そういうところは払拭されないと
思う。

【山本委員】 議会費が市の予算に入っている以上、どうやってもお手盛りでやるのではないかという疑念はついて回るのではないか。

【河崎会長】 例えば対面式演壇を求めているも、予算の関係で実現していないところでは、議事機関としての役割を果たすための予算の確保は重要だと思う。一方で、事務局は議員以上に市民にお手盛りと捉えられるという懸念を持っている。

【窪委員】 「求めることができる」とすればよいのではないか。

【河崎会長】 「努めるものとする」でもよい。「確保する」まで書くと、いかにも権限があるように見られる。

【窪委員】 現実的には対面式演壇も要求している。

【中村副会長】 「二元代表制としての機能の充実」は、議員は普通に使っているが、条文でこのように書いても読んだ人にはピンとこないかもしれない。那覇市の条文は理由が列記されていて、わかりやすいと思う。原文がいけないわけではないが、那覇市の条文のほうが言わんとしていたことがわかりやすく示されていると考え提案した。原文を修正することでも反対はしない。

【河崎会長】 修正案は具体的ではあるが、市民が原案と違ったイメージを持つというほどは期待できない。「必要な予算の確保を求めるものとする」程度がよいのではないかと。執行機関のチェックが入るつくりになる。

【山田委員】 「市長に対し、必要な予算の確保を求める」となるか。

【河崎会長】 条文は事務局で整理してもらいたい。このような修正をすることについて、事務局はどうか。

【事務局次長】 本協議会で決められたことであれば何とも言えない。

【窪委員】 語尾は「求めるものとする」か。

【河崎会長】 「議会は、二元代表制としての機能を充実するために必要な予算の確保を、市長に対し、求めるものとする」との条文で、細かい部分は事務局で整理することかどうか。

全 員 了 承

【河崎会長】 次に「議会図書室」について、事務局から何かあるか。

【事務局次長】 地方自治法第100条第20項、大和市議会図書室規程に規定がある。特に第2項は、ここだけ具体的な条文であり、また、不特定多数の方の利用については管理上いろいろ問題があるため削除を希望する。現状でも議員を通じて貸し出しは行っている。運用で対応できないかと考える。

【河崎会長】 残すなら少なくとも第2項は削除してほしいとの意見だが、どうか。要素案を提案したのは神奈川ネットワーク運動だけである。

【窪委員】 入れなくてもよいのではないかと。

【大波委員】 第2項は削除で、第1項を残すことでよいのではないかと。

【河崎会長】 第2項は削除してもよいと考えている。市民に見てもらえるほど魅力的な場所ではない。必要であれば議員を通して借りることもできる。第1項は残したいとの意見が出ているが、どうか。

【中村副会長】 新政クラブは特に図書室の規定は必要ないと考えているが、第1項を残すことで皆が合意するなら、反対はしない。

【山田委員】 同様の意見である。第2項を削除ということで、市立図書館に議会関係の図書を充実することを求めていってもよいのではないかと。

【赤嶺委員】 同様の意見である。

【河崎会長】 大波委員が第1項を残したいとの意見で、他党派はどちらでもよいとの意見なので、残すことでよいかと。

全 員 了 承

【河崎会長】 次に「議会広報」について、事務局から何かあるか。

【事務局次長】 見出しが「議会広報」となっており、議会報のことという認識でいた。明るいまらい・やまとからの修正案では「多様な手段を活用し」はどのような方法があるのか、逐条解説をつくる上で、具体的に示す必要があるのではないかと。また「公聴」という文言が入っているが、本来は議員個人で行うべきことであり、議会として「公聴」

はいかがかというのが意見である。

【河崎会長】 明るいまらい・やまとに修正案について説明を求める。

【赤嶺委員】 以前の議論で、議会だよりやホームページだけが広報ではない、物足りない意見を述べたところ、会長からどんな文案がよいのか聞かれたが、その時は文案を持っていなかったなので、改めて提案した。

原文は議会だより、ホームページと捉えられがちだが、それだけではないと考えている。多様な手段として、さまざまな議会を使ったイベントが各市で実施されており、平成21年には144市で159件、こども議会、女性議会、模擬議会などが行われた。こういったことを本市議会ですることができるようにしていくためには、もっと広く広報活動ができるような文章にしていく必要があると思い提案した。

【井上委員】 この条文は議会だよりなどを想定していて、「会議及び情報の公開」第2項に「会議録の公開など情報の積極的な提供に努めるものとする」という条文があるので、削除でもよいというのが新政クラブの意見である。

【河崎会長】 だぶっているので「情報の発信に努め」は削除したほうがよいと思っており、「市民に分かりやすい広報の充実に努める」だとありきたりだと思っていた。明るいまらい・やまとの修正案の「多様な手段」にはこども議会も含むとの話である。削除の意見も出たが、他に意見はあるか。

【山本委員】 事務局から「多様な手段を活用」がどういうものかわからないと意見があったが、具体的な条文を入れると、やること前提になるのでよろしくないとなる気がするが、どう考えればよいのか。

【事務局次長】 「多様な」は逐条解説で説明を求められると指摘しただけである。特に意図はない。

【赤嶺委員】 語尾を「充実に努めるものとする」としているのは、必ずやるということではなく、いろんな意見を吸い上げて、その中で議会として行うとを決めたことをできるようにするにはどういう表現がよいかと考え、少し曖昧ではあるがこの表現とした。

【河崎会長】 「多様な手段」「公聴」と入っていることから、議会報告会や意見交換会なども入っている印象を受ける。別途の部分で提案の修正案は網羅されているのではないか。「開かれた議会」も前段の条文で記載されている。

【赤嶺委員】 市民参加との違いは、積極的に議会から発信していくところである。議会を身近に感じてもらうために、例えば議会見学会や委員会室の解放、子供たちに議会を体験してもらうなど、イベント的な広報と捉えてもらえばわかりやすい。そういったこともできるような条文としたい。

【河崎会長】 持ち帰りとなっている休日夜間あるいは地域に出向いて会議の開催と似たようなニュアンスを受ける。市民参加や情報の公開、発信の部分に課題意識を持っていったほうがよいのではないか。

【赤嶺委員】 広報という定義を広く見ている。

【河崎会長】 情報の発信や提供と、広報とはどう違うのか。

【赤嶺委員】 企業の広報課はかなり幅広い分野を担当している。広告、イベントにも関与している。対外的に発信するものに関与している。

【山本委員】 情報の発信だと、議会ですらどういったことを議決したとかこういう意見書を出したとか、情報そのものを伝えると理解するが、議会広報は社会教育的な側面で、

議会とはいかなるものかを理解してもらおうとのイメージを受けた。別のものとする。

【河崎会長】 市民参加の項目で考えていくことではないか。

【山本委員】 市民参加は、市民が議会に対してものを言う比重が大きい。

【河崎会長】 そのようになってもらうためのコンテンツをそろえていくのも市民参加だと思う。

【山本委員】 広報は受けて知識などを吸収する。市民参加は能動的に市民が入って何かをするイメージである。

【河崎会長】 意見が一致しそうでないので削除したいがどうか。

【窪委員】 異議なし。

【河崎会長】 「議会広報」は削除することとする。

次に「議員定数」について、みんなの党大和からも意見があると聞いているが、まずは事務局から何かあるか。

【事務局次長】 第1項に「市民意見を反映するために必要な数」とあるが、当初あった「行財政改革の視点」が削除されており、アンバランスな条文となっているのではないか。削減の立場の方からは批判を浴びるのではないかと懸念される。第2項は「幅広く意見を聴取する」だけであるので、制限する場合には高いハードルになるのではないかと。どのように聴取するかは逐条解説に記載する必要があると考える。

【河崎会長】 第1項も第2項も削減すべきではないという条文に読めるのではないかと。このような意見である。みんなの党大和はいかがか。

【山本委員】 「議員定数の改正に当たっては、幅広く意見を聴取する」となっており、改正に当たりいろんな意見を聞くのは当然だが、この条文では、最終的には議員が決めるべきことなのに、もっと意見を聞くように言われたらいつまで経っても決まらないとなりかねない。第2項は削除か条文をわかりやすくしたい。

【中村副会長】 事務局では条文案はあるのか。

【窪委員】 これは事務局が踏み込むべき問題ではない。民主主義の問題である。

【山本委員】 議員定数は別に定めるとだけ規定しておくのも、一つの方法である

【大波委員】 どの条例で定められているのか。

【河崎会長】 大和市議会の議員の定数を定める条例である。

【大波委員】 第2項は削除でよいが、第1項はこのままでよい。

【河崎会長】 同じ意見である。第1項で意は尽くせているので、第2項はなくてもよい。第1項だけにすることでどうか。

【中村副会長】 第2項削除で結論的にはよいが、みんなの党大和は幅広く市民参加で市民の意見を聞くと常々述べている。市民参加を広くするとは、すべての問題でそういうことを含んでいる。ここについてだけ市民の意見を聞いたならまとまらないから削除というのは、形としておかしいのではないかと。どうしてここだけ市民の声を聞くと議員だけで決められなくなるから削除なのかかわからない。

【山田委員】 議員定数の改正についての考え方を述べておくことは大事なことでと考える。公明党からは「住民の声を的確に反映し、行政への監視機能が十分に果たせるよう、住民や有識者による協議機関を設け、幅広い意見を聴取し定める」と以前提案している。議員定数を別に定めるだけの条文なら、規定しなくてもよい。

【佐藤委員外議員】 みんなの党大和は、すべての議案について本来幅広く意見を聞く

べきと考えるが、なぜ議員定数だけを強調する必要があるのか。ここだけを強調すると、より幅広く聞かなければならないということになりかねない。議員定数だけを強調するのは不自然である。

【中村副会長】 普段のみんなの党大和の主張は、市民意見を広く聞くということである。おそらく市民が議会改革の中でも一番関心が高いのは議員定数と議員報酬で、関心の高い議員定数について幅広く市民の意見を聞くと話がまとまらないから、ここだけ強調するのはおかしいとのことだが、非常に関心の高い問題で議員の身分に関わることなので、議員だけで決めるのではなく幅広く意見を聞くと入れておくのは、ある意味重要であると思う。

【山本委員】 議会基本条例で市民の意見を幅広く聞くことを別の条で規定しているので、わざわざ書かなくても幅広く聴取することはできる。副会長は、どの程度の意見を聞けば改正に当たり十分な意見を聞いたと判断できると考えるか。

【中村副会長】 第2項削除を結論的には反対していないが、日頃市民の声を聞くべきと強く主張している会派からの提案が削除なので、どうしてなのか質問した。それに対して他の議案も意見を聞き、定数についても同様とのことであった。

【山本委員】 意見を聞くことを規定しなくても、市民から意見をもらえる内容だと思う。

【河崎会長】 例えば茅ヶ崎市議会では、第2項で「公聴会又は参考人の制度の活用等により、市民、学識経験者等の意見を聴くものとする」と規定しており、「幅広く意見を聴取する」はこのようなイメージとっていた。

【窪委員】 議員定数は少ないほうがよいという論調で、ほとんどの自治体が定数を減らしている。それで議会が行政機関を本当にチェックできているのか。市民参加が議論されるが、議員は市民を代表して参加している。そういう適正な議員定数にしていくべきである。

【山田委員】 窪委員等の意見も踏まえ、再度公明党案を提案したい。第1項「議員定数は別に条例で定める」、第2項「議員定数の改正は、行政改革の観点から住民の声を的確に反映し、行政への監視機能が十分に果たせるよう、住民や有識者による協議機関を設け、幅広い意見を聴取し定めるものとする」である。

【河崎会長】 「行政改革の観点」は合意できない会派がある。

【窪委員】 行政改革することに反対ではないが、改革の名のもとにどういうことがやられているかである。行政経営、効率の追求、税務の負担と市民に負担を求めている。

【山田委員】 行き過ぎた行政改革はよくないが、一方では行政改革の大切さは叫ばれている。行政改革の観点からの住民の声も聞きながらも、行政への監視機能が十分に果たせなければ、議員の数を減らせばよいという問題ではない。

【窪委員】 原文第1項の「市民意見を反映するために」の中に「行政への監視機能が十分に果たせるよう」というのは必要とは思う。

【河崎会長】 「市民意見を反映するために必要な数」の中に行政監視などは含まれていると考えられる。現状で一致するのは、原文の第2項削除だと思うが、それでよろしいか。

全 員 了 承

【河崎会長】 次に議員報酬について、みんなの党から意見があると聞いている。

【山本委員】 報酬審議会の審議結果を受けなければ改正できないという条文のつくりになっている。審議会が開催されないと改正できなくなるので、削除して、議員報酬の額は別に条例で定めるとだけ規定すればよいのではないか。

【河崎会長】 どういう条文か。

【山本委員】 「議員報酬の額は、別に条例で定める」である。

【河崎会長】 別に条例で定めるだけにすると、お手盛りになるという条文になる。

【山本委員】 議員報酬を下げる時も審議結果を受けなければならないという形になるのはいかがか。「議員報酬の額は、値上げをしようとする場合は報酬審議会の審議結果を受けて、別に条例で定める」として、上げる時だけ第三者機関の意見を聞く形にすればよいのではないか。

【河崎会長】 当初第2項として「報酬を下げる場合はこの限りでない」と入っていたが、合意に到らなかった経緯がある。改めて議論はできない。

【山本委員】 「下げるときはこの限りでない」という言い方であった。今回は「上げるときは審議結果を受ける」という形である。

【河崎会長】 現行はすべて報酬審議会の諮問結果を受けて改正されている。

【山本委員】 議員で話し合っ議員報酬は下げるべきとなった場合は、下げることができるようにしたほうがよい。

【河崎会長】 そういう趣旨を踏まえて以前議論したが、合意に至らなかったもので、第2項を削除して合意した。再度同じ議論をするのは難しい。

【窪委員】 具体的に下げた事例があるが、報酬審議会の審議を経ているか。

【議事担当係長】 前回千円下げたときは、報酬審の答申に基づいて条例改正が提出されたと認識している。

【窪委員】 上げるにしても下げるにしても議員が勝手に改正できる。本市議会の報酬は県下でも低く、お手盛りにはなっていない。特別職の報酬はあくまでも報酬審の答申を受けて決めるのが、現状一番ベターではないか。

【大波委員】 上げることがなぜお手盛りなのか。民間の賃金が上がれば公務員も上がるし、公務員が上がれば議員も上がる。本市議会の議員報酬は特例市で最低レベルである。なぜ上げるのがお手盛りで悪いのか。上げるにせよ下げるにせよ、報酬審が客観的に出した結論を尊重する形でよいと思う。

【河崎会長】 合意に至らないので、文言の追加はあまり議論したくない。

【赤嶺委員】 今の議論は原文か、山本委員の案かでよいか。

【河崎会長】 そうである。原文でよろしいか。

【赤嶺委員】 原文でよい。

【河崎会長】 原文でよいという会派が多いことと、文言の追加は合意されないの、みんなの党大和にとっても、議員報酬の条文がなくなるよりは、あったほうがよいと思うがどうか。

【山本委員】 この条文がなくても議員報酬を定めている条例はある。基本条例から外す選択肢でいくべきではないか。

【河崎会長】 議員定数と議員報酬は、市民から見ても対で関心がある事項である。定

数だけ規定して報酬を規定しないのはいかがか。

【山本委員】 議員定数は例えばいきなり半分にするということはないと思うが、議員報酬は上げ下げで大きな変動があり得る。

【河崎会長】 議員定数も議員報酬も別に条例で定めている。それぞれの条文で「別に条例で定める」を規定しており、2つ対にして基本条例に盛り込むべきと考える。

【山本委員】 議員定数は「市民意見を反映するために必要な数を考慮して」で、特にどこかの機関から答申を受けてという条文ではないが、議員報酬は「報酬審議会の審議結果を受けて」で、審議結果を受けなければ条例改正できないのでは、審議結果に拘束されてしまう。議員定数の条文とは内容的に全然違うので、対という形にはならない。

【窪委員】 審議結果を是とするか非とするかは議員の判断である。答申を受けても否決する場合もある。第三者機関が答申を出して、それを議会が決めることは当然の前提として条例で定めなければならない。

【佐藤委員外議員】 みんなの党は結党以来、議員報酬、議員定数の削減を申し上げている。国会では何度も提案している。「審議結果を受けて」と規定されると、受けないと大和市議会において提案すらできないことを恐れる。少なくとも提案はフリーハンドでないと、みんなの党の存在意義にも関わるので、どうしても譲歩できないことは理解してもらいたい。

【窪委員】 客観的に第三者機関で審議しないと、みんなの党は減らすことが前提だが、日本共産党からふやすことも提案できる。そうやって議会で勝手に決められるということになると、市民から見ればふやすにしても減らすにしてもお手盛りじゃないかということになる。最低でもこういうルールをつくることは当たり前のことではないか。

【中村副会長】 みんなの党大和は議員定数の議論のときに、「幅広く意見を聴取する」と規定しなくても幅広く聴取すると述べていたが、今の話では自分たちだけで提案できないからということではないか。いつも市民参加を主張して、慎重であるべきという意見が出て市民参加を主張しているのに、削減するためには意見を聞く手続きを経なければならないから入れたくない、市民の意見を聞いたなら自分たちの主張する議案が通せないから市民参加を除外する、とのことでは本筋からずれている。

【赤嶺委員】 みんなの党大和の主張は、この条文のままだと審議会の審議を受けなければ提案できなくなってしまうということと捉えた。そういう意味では検討の余地はあると思うが、他の委員の意見はどうか。

【古谷田委員】 議員定数と議員報酬は、市民の関心が一番高い。議会が改革していく中でこの2つを規定することは必要であると考え。市民から見てもっと前向きな言葉が必要だと思う。前向きな文面が入るとよい。

【河崎会長】 そういう視点から当初案では「下げる場合はこの限りでない」と入れていた。期間限定で下げる場合もあるし、その時も報酬審の意見を聞かなければいけないということではないと考え、当初条文に入れていた。市長も職員の不祥事があり、期間限定で下げたときには報酬審の意見を聞かずに自ら下げている。

【中村副会長】 そういったことも審議された上で、その条文は削除されている。本協議会は全会一致が原則である。この条文で盛り込むのか、この条文自体を削除するのか判断しなければならない時期である。ただ、議員定数だけ規定するのはおかしいと思う。第2項を削除した議員定数の条文と、原文の議員報酬の条文を残すべきである。

【山本委員】 報酬審は年1回しか開催されないものなのか、議会から要請すれば開催されるものなのか。

【議事担当係長】 市長の諮問機関であり、諮問するのは市長である。議会でニーズがあれば、議長が市長に依頼して報酬審を開催してもらい、答申を受ける形になる。

【山本委員】 本市議会では議員定数の12分の1以上の発議で議案が提出できるが、この条文が入ると、報酬審が答申を出さなければ提案すらできなくなり、議員の権利を著しく制限する形になる。

【河崎会長】 例えば一般質問で提案して、市長がそれを受け入れれば諮問する。単独で一般質問で提案することができる。

【赤嶺委員】 現在、大和市附属機関の設置に関する条例では、このような規定があるのか。

【議事担当主任】 同条例では、「大和市特別職報酬等審議会」との名称で、設置目的は「議会議員の議員報酬の額並びに市長及び副市長の給料の額につき、市長の諮問に応じて審議し、その結果を報告する」と規定されている。ただ、市長が提案するときに必ず諮らなければならないという条文の縛りはない。

【窪委員】 予算と同じである。議員報酬も予算であり、議会で下げると合意できれば市長に要請できる。市長はそれを受けて諮問機関に諮り、諮問機関が下げるという答申を出す場合もあるし、下げるべきでないという答申を出す場合もある。議会で合意できれば議長を通じて意見を述べられるし、一般質問で市長の見解を質すこともできる。

【河崎会長】 確認であるが、市長は諮問しなくても特別職の報酬を改正できるのか。

【議事担当主任】 条文での縛りはない。

【河崎会長】 市長は報酬審の答申を経ずに条例改正を提案できるのであれば、一般質問をして市長が心を動かせば改正できることになる。

【山本委員】 議員が議案として出すことを考えた場合である。

【河崎会長】 それはできるのか。

【議事担当係長】 法的な権利であるので、議員定数の12分の1の発議があれば出せる。

【山本委員】 この条文が入っても出せるか。

【議事担当係長】 この場で即答はできない。

【窪委員】 恐らく法律が優先する。

【大波委員】 調べてもらったほうがよい。

【河崎会長】 この件は、専門的な知見を活用した後に再度議論したい。

2. 今後のスケジュールについて

【河崎会長】 事務局に今後のスケジュール案の説明を求める。

※事務局次長から資料4に基づき説明。

【河崎会長】 当面このスケジュール案でやっていくしかないと考えるが、この案でよろしいか。

全 員 了 承

【河崎会長】 7月上旬の市民説明会について議会だよりに掲載するには、その機会が5月1日号しかないところが悩ましい。時期は追々詰めていきたいが、現段階では2月

から4月あたりまでの日程を決めたい。

※調整の結果、協議会の日程は2月26日14時から（本会議及び議会報編集委員会終了後）、3月25日13時から、4月9日13時から、6月25日本会議終了後となり、市民説明会は6月29日（土）午後となる。

【河崎会長】 次回、決まった日時を追加して再度スケジュールを配付してもらいたい。

3. その他

【河崎会長】 次回の日程について、事務局に確認を求める。

【議事担当係長】 先ほどの協議で、2月26日（火）の本会議及び議会報編集委員会終了後、14時からとなっている。

【河崎会長】 傍聴の方から感想、意見等はあるか。

【傍聴者】 議長の所信表明について、議会内での所信表明とのニュアンスがほとんどであったが、議長が23万人の市民に対し、議長になったことに対する所信表明がなぜなされないのか、そのような意見がなぜ出ないのか不思議である。議会は重いものであり、社会的にも重責を担う議長が、市議会で所信表明を行うことは市民の願いではないか。選挙の前に所信表明することも大事かもしれないが、選出された後にこそ本会議で議長が市民に対しインターネット中継を通して話してもらうことをぜひ検討してもらいたい。

【河崎会長】 現行、議長に選出された後、本会議で行っている。事務局から説明する。

【議事担当係長】 就任後に登壇して、就任の挨拶という形で、内容的には所信についても触れられている。

【傍聴者】 もしそうであるなら、基本条例で規定しないのか。

【議事担当係長】 制約があるのが、議長を選挙するという手法について立候補制の考え方が取られていないということで、今述べたのは議長に選出された後のことであり、本日議論となっていたのは、選出に当たりということであった。

【窪委員】 就任後に形式的な挨拶ではなく、23万人市民に自分の考えを述べてもらうことは、代表者会でも確認していけばよろしいのではないか。

【河崎会長】 ほかになければ以上で終了する。

午後4時07分 閉会